

令和3年4月16日決裁

令和3年度山形市産材利用拡大促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、住宅建築分野における山形市産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化並びにゼロカーボンシティの実現に資するため、山形市内（以下「市内」という。）に市産材を使用して戸建て住宅を新築する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市産材 山形市有林及び市内の森林から伐採された原木を、市内の製材業者又は山形木材業組合加盟業者が加工出荷した木材で、生産・流通履歴が明確で適正に管理されたものをいう。

(2) 移住世帯 次のアからウまでのいずれかに該当する世帯をいう。

ア 交付申請時点の住所が山形市外にある世帯（令和2年4月1日以降に山形市から転出した世帯を除く。）で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をする世帯

イ 交付申請時点の住所が市内にある世帯で、かつ、平成31年4月1日以降にこの市に住民登録をした世帯（当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。）

ウ 交付申請時点の住所が市内にある世帯で、かつ、平成23年3月11日において東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に居住していた世帯

(3) 子育て世帯 平成15年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続き柄が父母又は父の父、父の母、母の父若しくは母の母の世帯員で構成される世帯をいう。

(4) 三世代世帯 世帯主との続き柄が、父の父、父の母、母の父、母の母、世帯主の父母、世帯主の配偶者の父母、世帯主の配偶者、子、子の配偶者及び子の子の直系世代

のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

- (5) 近居世帯 親世帯と子世帯（平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所の直線距離が2キロメートル超から、親世帯と子世帯の居所の直線距離が2キロメートル以下に住み替える世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、この市の市税に滞納のない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交付申請時点の住所が市内にある者で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築するもの
- (2) 交付申請時点の住所が山形市外にある者で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、この市に住民登録をするもの

2 前項の戸建て住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が建築主であり、自らが居住する新築の戸建て住宅であるもの
- (2) 1戸当たり市産材を8立方メートル以上使用する戸建て住宅であるもの
- (3) 市内に事業所を有する工務店等が戸建て住宅の施工業者であるもの
- (4) 建築士が設計した戸建て住宅であるもの
- (5) 令和4年3月末日までに完成し、入居したことが確認できるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1戸当たり50万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、戸建て住宅の新築が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を補助金の額とする。

- (1) 移住世帯、子育て世帯又は三世代等世帯（三世代世帯又は近居世帯である世帯をいう。以下同じ。）のいずれか1つに該当する世帯により行われる場合であって、1戸当たり市産材を10立方メートル以上使用するとき。 60万円
- (2) 移住世帯、子育て世帯又は三世代等世帯のいずれか2つに該当する世帯により行われる場合であって、次のア又はイに掲げる場合に該当するとき。 当該ア又はイに定める額

ア 1戸当たり市産材を10立方メートル以上12立方メートル未満使用する場合
60万円

イ 1戸当たり市産材を12立方メートル以上使用する場合 70万円

(3) 移住世帯、子育て世帯及び三世帯等世帯のいずれにも該当する世帯により行われる場合であって、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合に該当するとき。当該アからウまでに定める額

ア 1戸当たり市産材を10立方メートル以上12立方メートル未満使用する場合
60万円

イ 1戸当たり市産材を12立方メートル以上14立方メートル未満使用する場合
70万円

ウ 1戸当たり市産材を14立方メートル以上使用する場合 80万円

(4) 移住世帯、子育て世帯及び三世帯等世帯のいずれにも該当しない世帯により行われる場合であって、1戸当たり市産材を12立方メートル以上使用するとき。 60万円

(補助金等交付申請書)

第5条 補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 山形市産材証明書（別記様式第2号）
- (3) 山形市産材使用明細書（別記様式第3号）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 設計書一式（案内図、平面図、立面図その他の市産材の使用状況が確認できるもの）
- (6) 納税証明書
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し。ただし、同法第6条に規定する建築物の適用を受けない建築物にあつては、この限りでない。
- (8) 前条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合にあつては、該当状況が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(条件等)

第6条 規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、計画変更（中止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から20日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
- (2) 住民票謄本
- (3) 市産材出荷証明書（別記様式第6号）
- (4) 市産材の生産・流通履歴が確認できるもの
- (5) 工事中の写真（市産材の使用状況が確認できるもの）及び完成写真
- (6) 建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に基づく検査済証の写し。ただし、同法第7条第1項の適用を受けない建築物にあつては、この限りでない。
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

山形市産材利用拡大促進事業計画書

1 住宅の建築場所	山形市 _____
2 建物延床面積	_____ m ²
3 木材の生産地	山形市 _____ 地内
4 工事着工予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
5 棟上予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
6 工事完了予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
7 市産材納入予定業者	_____
8 施工業者名	住所 _____ 氏名 _____
9 建築士	
免許番号（ _____ 級）建築士（大臣・ _____ 知事）登録第 _____ 号	
住 所	_____
氏 名	_____

10 居住予定世帯（該当する項目に○を付けてください。）

・移住世帯 ・子育て世帯 ・三世代世帯 ・近居世帯 ・該当なし

11 補助金の額の算定

項目	数量	申請額	備考
木材使用量	m ³		
山形市産材使用量	m ³	円	

山形市産材証明書

年 月 日

（建築主） 様

（証明者）

住 所

氏 名

T E L

建築主が新築住宅に使用する別紙「山形市産材使用明細書」に記載の木材は、下記のとおり、山形市有林又は山形市内で伐採された原木で、生産・流通履歴が明確で適正に管理されたものであることを証明する。

記

- 1 建築主 住所 _____
氏名 _____
- 2 住宅建設の場所 山形市 _____
- 3 施工業者名 住所 _____
氏名 _____

4 原木の内訳及び伐採地

樹種	規 格	数量（本）	材積（m ³ ）	伐採地
合計				

山形市産材使用明細書

名 称	樹 種	長さ (m)	断面寸法 (m)		数量 (本)	材積 (m ³)
			縦×横			
備 考						

材積算出方法に係る端数処理については、下記のとおりとする。

- ① 長さ (m) × 縦 (m) × 横 (m) = 1本当たりの材積 (m³)
- ② 1本当たりの材積の小数点第4位未満を四捨五入
- ③ 1本当たりの材積 (m³) × 数量 (本) = 材積 (m³)

年 月 日

（宛先） 山形市長

申請者 住 所
氏 名

山形市産材利用拡大促進事業計画変更（中止）承認申請書

月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた山形市産材利用拡大促進事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 添付書類
 - （1）変更後の事業計画書（別記様式第1号）
 - （2）その他市長が必要と認める書類

山形市産材利用拡大促進事業実績書

1	住宅の建築場所	山形市
2	建物延床面積	_____ m ²
3	木材の生産地	山形市 _____ 地内
4	工事着工年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
5	棟上年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
6	工事完了年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
7	市産材納入業者名	_____
8	施工業者名	住所 _____ 氏名 _____
9	建築士	
	免許番号（ _____ 級）建築士（大臣・ _____ 知事）登録第 _____ 号	
	住 所	_____
	氏 名	_____

10 居住予定世帯（該当する項目に○を付けてください。）

・移住世帯 ・子育て世帯 ・三世代世帯 ・近居世帯 ・該当なし

11 補助金の額の算定

項目	数量	申請額	備考
木材使用量	m ³		
山形市産材使用量	m ³	円	

山形市産材出荷証明書

施工業者

住所

名称

建設地

建築主氏名

名 称	樹 種	長さ (m)	断面寸法 (m)		市産材	
			縦×横	本数	材積 (m ³)	
合計						

上記、住宅建築の施工に当たり、山形市産材を出荷したことを証明する。

住 所

名 称

材積算出方法に係る端数処理については、下記のとおりとする。

- ① 長さ (m) × 縦 (m) × 横 (m) = 1本当たりの材積 (m³)
- ② 1本当たりの材積の小数点第4位未満を四捨五入
- ③ 1本当たりの材積 (m³) × 本数 (本) = 材積 (m³)